

防大総第1123号
平成21年7月27日

各 部 長
殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

国際交流検討委員会の設置について（通達）

改正 平成22年4月1日防大総第477号 平成24年4月6日防大総第525号
平成30年3月30日防大総第346号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設 置

防衛大学の学生及び教官の国際交流に関する事項を審議するため、国際交流検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 審議事項

委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本科学生の留学に関する派遣国の選定、派遣人数、派遣期間、派遣時期等の基本の方針に関すること。
- (2) 留学生の受入れに関すること。
- (3) 教官及び研究科学生の外国の士官学校等への留学等に関する基本の方針に関すること。
- (4) その他国際交流に関し、委員長が必要と認めた事項

3 構 成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 教官をもって充てる副校長
- (2) 副委員長 事務官をもって充てる副校長、幹事
- (3) 委員
 - ア 総務部長、教務部長、訓練部長、国際交流センター長
 - イ その他学校長の指名する者
- (4) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会の庶務は、先端学術推進機構事務室において行う。

5 部会の設置

委員会に学生国際交流検討部会（以下「学生部会」という。）並びに教官等国際交流検討部会（以下「教官等部会」という。）を置く。

6 部会における審議事項

- (1) 学生部会
本科学生の留学等に関する検討
- (2) 教官等部会
教官及び研究科学生の留学等に関する検討

7 部会の構成

部会は、次に掲げる部会長及び部会員をもって構成する。

- (1) 学生部会
 - ア 部会長 国際交流センター長
 - イ 部会員
 - (ア) 教務課長、学生課長、総務課企画室長、総務課社会連携推進室長、先端学術推進機構事務室長
 - (イ) 各学群長の指定する教官
 - ウ 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - エ 庶務は、学生課において行う。

(2) 教官等部会

ア 部会長 国際交流センター長

イ 部会員

(ア) 理工学研究科長、総合安全保障研究科長

(イ) 教務課長、先端学術推進機構事務室長

(ウ) 各学群長の指定する教官

ウ 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

エ 庶務は、先端学術推進機構事務室において行う。

(3) 分科会の設置

部会長は、必要に応じ分科会を設置することができる。

8 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。